

令和6年度 農産物等ブランド化推進業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和6年度 農産物等ブランド化推進業務委託 仕様書

2 業務目的

安定的な農業経営基盤の強化に資するとともに地域の活性化を図るため、小美玉市ならではの強みを活かした付加価値のある農産物・加工品を「(仮称)小美玉ブランド」として認定し、ブランド認定された農産物等について効果的な販売促進の支援・PRを行うことを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

4 履行場所

小美玉市産業経済部農政課

5 業務内容

業務の履行にあたっては「小美玉市農産物等ブランド化推進戦略(令和6年3月策定)」を考慮し、同戦略の基本理念と基本方針等を理解した上で実施すること。

(1) 「(仮称)小美玉ブランド」認定事業支援

①認定事業全体に係る支援

- ア. 認定品募集リーフレットの作成
- イ. その他 認定事業に係る助言

②「(仮称)小美玉ブランド」のネーミング、ロゴマーク作成

- ・選考案として2案以上を作成すること
- ・最終決定したものについて商標登録を行うこと
- ・最終決定したマークの使用に関する規定を策定し、シールを作成すること

(2) 「(仮称)小美玉ブランド」販売促進事業支援

①販路拡大に向けた取り組みに係る支援

- ア. 認定品の商談会への出展、バイヤーとのマッチング機会の創出支援
- イ. 認定品のブラッシュアップ支援
- ウ. その他 効果的な販路拡大についての助言・実施

②広報媒体の作成

- ア. 認定品掲載パンフレット
- イ. 農産物等ブランド化の推進に係るポスター
- ウ. 農産物等ブランド化の推進に係るPR動画
- エ. のぼり旗
- オ. テーブルクロス(物産展等イベント時使用)
- カ. ハッピー(物産展等イベント時使用)
- キ. その他 効果的な広報についての助言、広報媒体の作成

※ア～キについて、5 業務内容(1)②で作成するロゴマークを使用すること

(3) 定例会議

- 5 業務内容(1)(2)を進めるにあたり、定例会議を実施すること
 - ・回数：月1回以上
 - ・場所：小美玉市役所またはオンライン会議により実施する

6 仕様・成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 認定品募集リーフレット
A4版 両面2ページ(フルカラー) 4,000部
- (2) 「(仮称)小美玉ブランド」ネーミング及びロゴ 一式
- (3) 「(仮称)小美玉ブランド」シール 24,000枚
- (4) 認定品掲載パンフレット
A4版 両面4ページ以上(フルカラー) 10,000部
- (5) 農産物等ブランド化の推進に係るポスター
A2版 片面1ページ(フルカラー) 200部
- (6) 農産物等ブランド化の推進に係るPR動画
3分程度のもの 1本、30秒程度のもの 1本 ブルーレイディスク 2枚
※動画サイト(Youtube等)でも利用可能なものとする DVD 2枚
SDカード 1個
- (7) のぼり旗 大 (600mm×1800mm) 80枚
- (8) のぼり旗 小 (100mm×300mm) 120枚
- (9) テーブルクロス(3200mm×1400mm) 4枚
※ロゴマーク等のデザインが(1800mm×700mm)に収まるものとする
- (10) ハッピー (フリーサイズ) 10着
- (11) 業務報告書 1部
- (12) 上記の電子データ 一式
- (13) その他 業務に付随するもので小美玉市が求めたもの

7 著作権

納品された成果品の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)、受注者に関する計画書や報告書等は、小美玉市に帰属する。また、成果品は、活用シーンに基づき、小美玉市の運営するウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

8 その他留意事項

- (1) 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、小美玉市の指示に従うこと。
- (3) 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取り扱いについて、厳守すること。

9 協議

この仕様書について、質疑が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度小美玉市と協議すること。